

向日市広報板をご利用の方へ

向日市広報板をご利用の場合、次の事項をご理解いただき、ご利用いただきますようお願いいたします。

【利用申し込み】

企画広報課にある利用届に、掲示しようとする掲示物を添えてお申し込みください。内容などを確認後、利用の可否をご連絡いたします。

【広報板の大きさ】

広報板のサイズはおおむね、高さ 1.3m、横 1.6m、掲示板部分 1.35 m²です。あまり大きいものはお断りすることがあります。

【掲示期間】

おおむね 1 か月以内でお願いします。

【広報板の数】

市内 76 か所に設置しています。(修繕などにより変更となる場合があります。)

【掲示物の掲示】

掲示については、掲示責任者の指示のもと、利用者で行ってください。

【掲示物の除去】

申請掲示期間終了後は、ただちに掲示責任者および利用者が責任を持って除去してください。掲示期間が過ぎた掲示物について、除去されず、その行為が悪質であると認められたときは、次回の届出を受理しないこととなりますのでご注意ください。

【掲示物の内容の基準】

掲示できるものは、次のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 営利、PRを目的としたものや、それにつながる可能性のあるもの
- (2) 政治的活動を目的としたものや、そのおそれのあるもの
 - ①特定の政党または特定の候補者を支持、または反対することを目的としたもの
 - ②政治団体による政治活動を目的とするものや、それらの団体が行う催し
 - ③選挙又は投票の事前運動に該当するものや、そのおそれのあるもの
 - ④間接的に政治活動の行為につながるものや、その誤解を生む可能性のある催し

- (3) 特定の宗教の普及などを目的としたものや、そのおそれのあるもの
- (4) 公の秩序または善良な風俗を乱すようなもの
 - ①人種、性別、心身の障がいなどに関する差別につながるもの、基本的人権を侵害するもの、またはそのおそれのあるもの
 - ②名誉き損のおそれのあるもの
 - ③他をひぼう、中傷するもの
- (5) プライバシーを主に扱うものや、プライバシーの侵害のおそれのあるもの（同意の有無は問わない）
- (6) 主催者と参加者など、当事者間でトラブルにつながるおそれのあるもの
- (7) (1) から (6) のことにつながる可能性のある団体
- (8) 客観的に見て責任の所在が明らかでないもの
- (9) 掲載意図や内容が不明確なもの
- (10) その他広報板に掲示する内容として妥当でないと認めるもの

○ 以上の観点から、原則として次のようなものは掲示できません。

- ・個人が行う催しや、個人宅、店舗を利用して行う催し（有料、無料を問わない）
- ・事業者（私塾、稽古事、各種教室の主催者を含む）が行う体験教室や講座などの催し（有料、無料を問わない）
- ・主催者や代表者が講師となって行う講座や教室などの催し（有料、無料を問わない）
- ・謝礼や参加費を得る立場の人（代理を含む）から申込みのあったもの
- ・給料、賃金、報酬を伴う職員やスタッフの募集
- ・クラブ・サークルなどの新規立ち上げのための募集
- ・相談などのプライバシーを扱う催し
- ・結婚相談、交際紹介、占いなどに類するもの

【未届掲示物】

未届けの掲示物については、市にて撤去し処分します。